

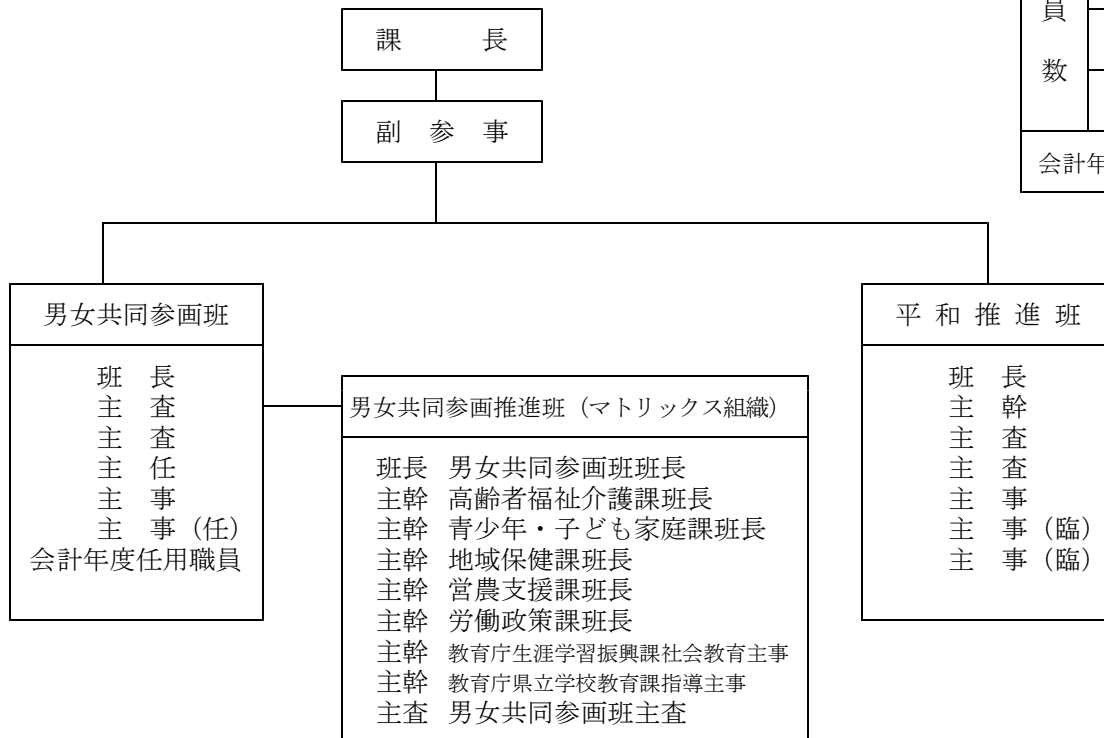
【女性力・平和推進課】

1 女性力・平和推進課の業務概要

(1) 組織図

機関名：女性力・平和推進課

職員数	一般職員	16名
	臨任職員	2名
	任期付職員	1名
	小計	19名
会計年度任用職員		1名

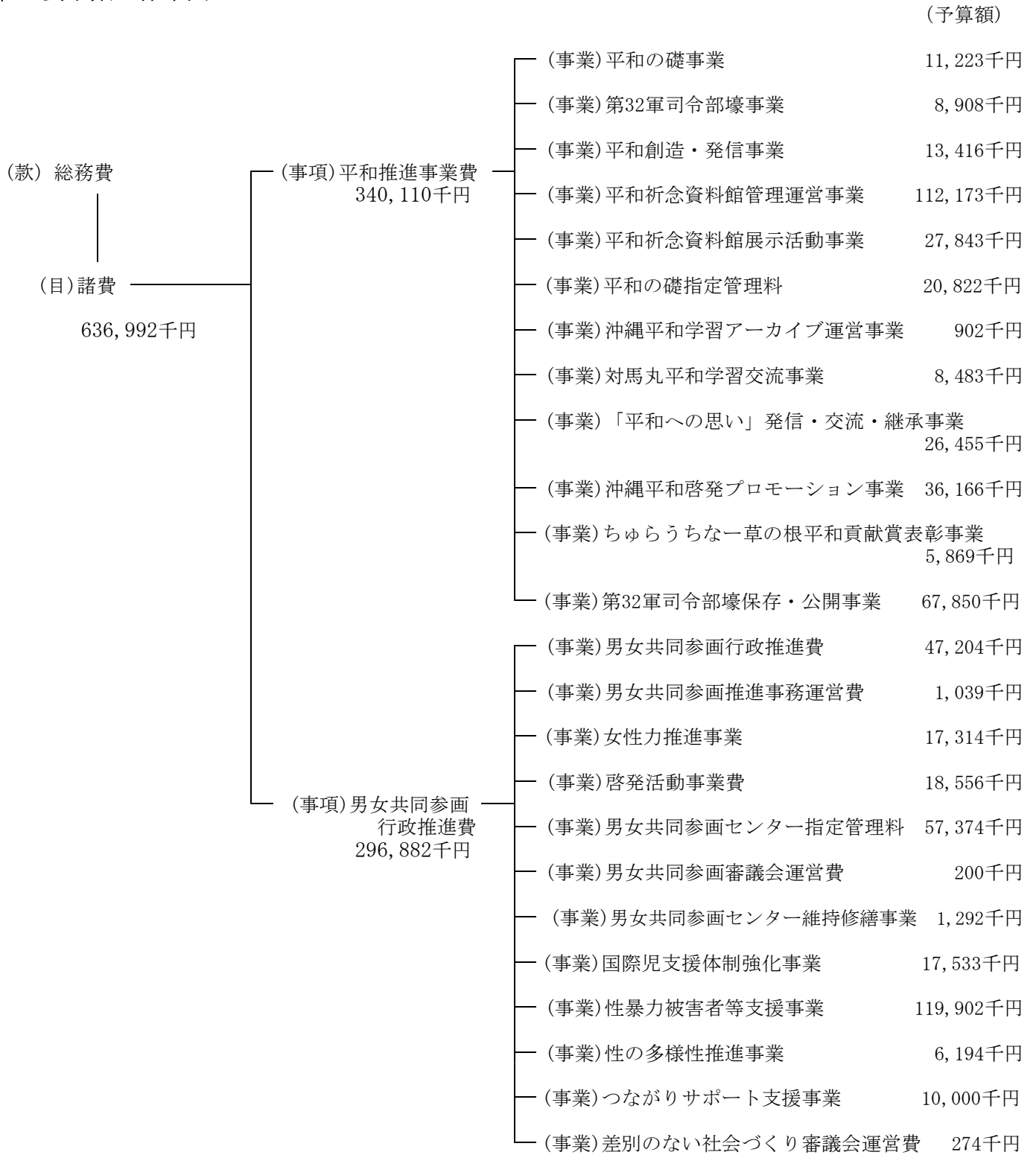


(2) 事務分掌

副参事
<ul style="list-style-type: none"> (1) 人権擁護事業及び差別のない社会づくり条例に関すること (2) 平和宣言に関すること (3) 第32軍司令部壕に関すること (4) 沖縄平和賞に関すること（総務広報班長） (5) その他上司の命ずること（JICA草の根技術協力事業、組織再編）

男女共同参画班	平和推進班
<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画社会の実現に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。 (2) 男女共同参画審議会に関すること。 (3) 男女共同参画センターに関すること。 (4) 公益財団法人おきなわ女性財団に関すること。 (5) 女性団体の育成及び連絡調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く）。 (6) 性暴力被害者支援センターに関すること。 (7) DV防止計画及びDV防止広報啓発に関すること。 (8) その他男女共同参画に関すること（他課の所掌に属するものを除く）。 (9) 庶務事務に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平和行政に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。 (2) 平和祈念資料館に関すること。 (3) 平和の礎に関すること。 (4) 日本国憲法の普及に関すること。 (5) 人権擁護思想の普及に関すること。 (6) 沖縄県差別のない社会づくり条例（令和5年沖縄県条例第13号）に関すること。 (7) 差別のない社会づくり審議会に関すること (8) 戦後処理に関すること（他課の所掌に属するものを除く）。 (9) その他平和の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く）。
<p>(男女共同参画推進班) ※マトリックス組織</p> <p>各種委員会又は各部等にまたがる男女共同参画行政の総合的企画及び調整に関すること。</p>	

(3) 主要事業の体系図



2 男女共同参画

(1) 沖縄県男女共同参画の現状

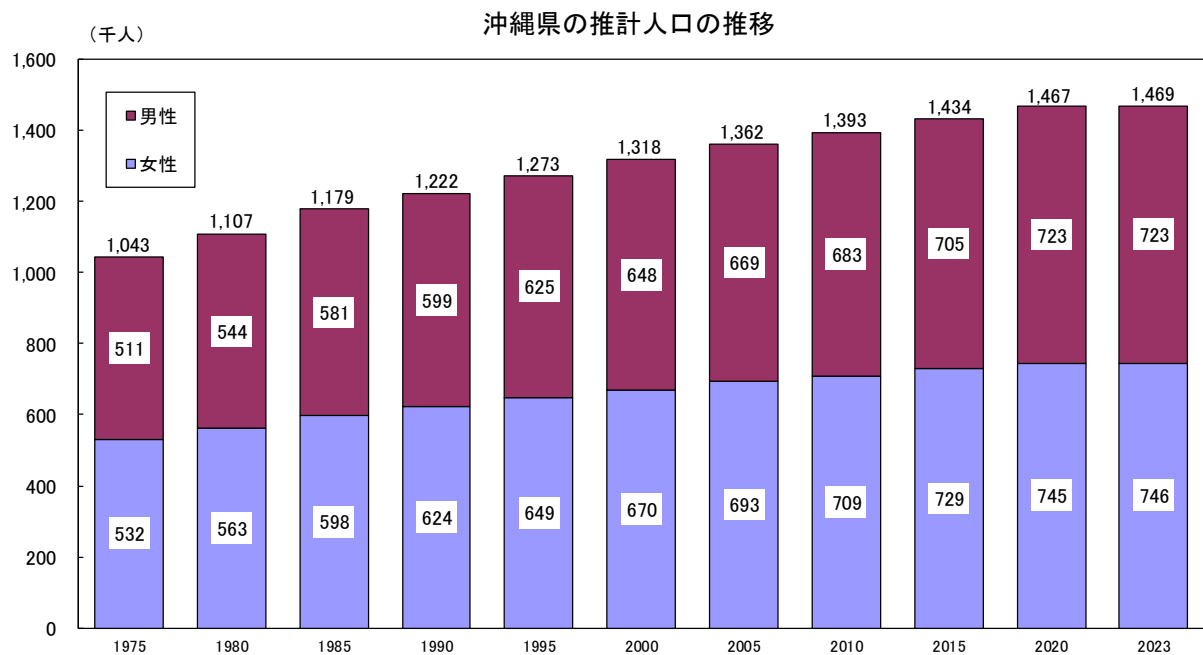
1 沖縄県の人口プロフィール

① 男女別人口

令和5年10月1日現在の沖縄県の推計人口は、1,468,375人（前年：1,468,634人、前年比：259人減）となっている。

男女別にみると、女性が745,645人（同：745,849人）、男性が722,730人（同：722,785人）で、女性が22,915人（同：23,064人）多く、女性の割合が一貫して男性を上回っており、本県人口の50.8%を女性が占めている。

図9-1 男女別推計人口の推移（沖縄県）



資料出所：沖縄県企画部「沖縄県推計人口」(令和5年10月1日時点)

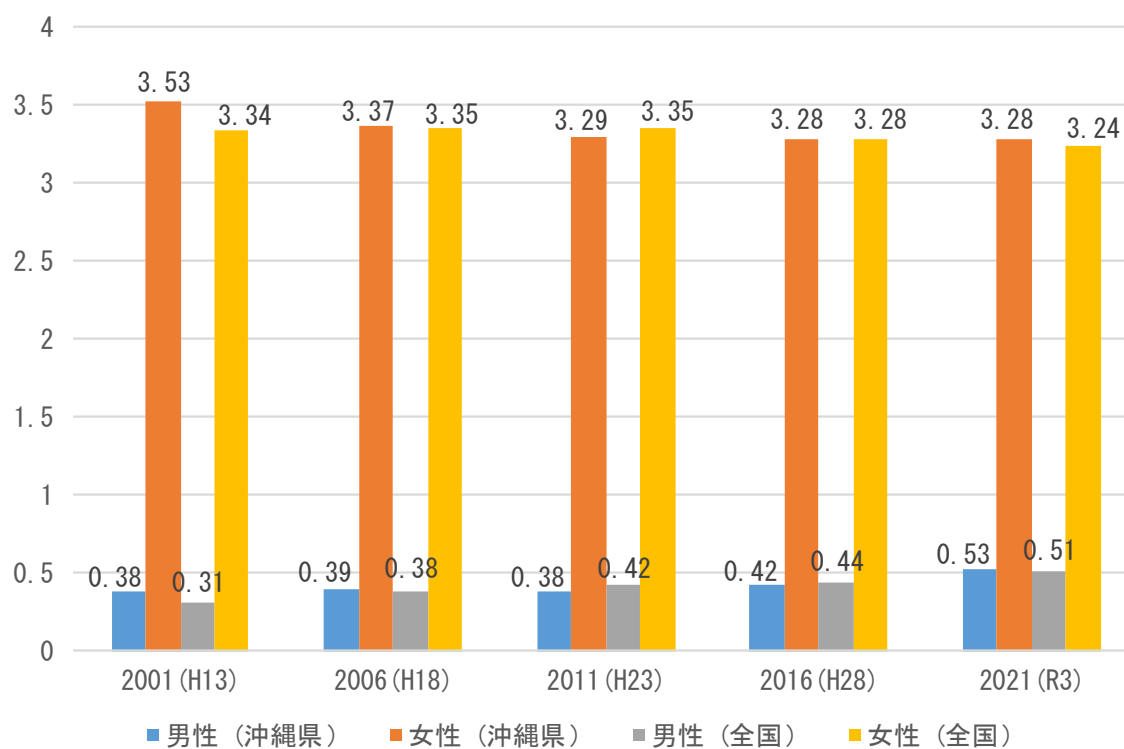
2 家庭・家族

① 男女の生活時間

沖縄県の女性の家事関連時間は、3時間28分、男性は53分となっており、男性は女性の1/4程度である。

表 9 - 2

男女の家事関連生活時間の推移



3 社会参画

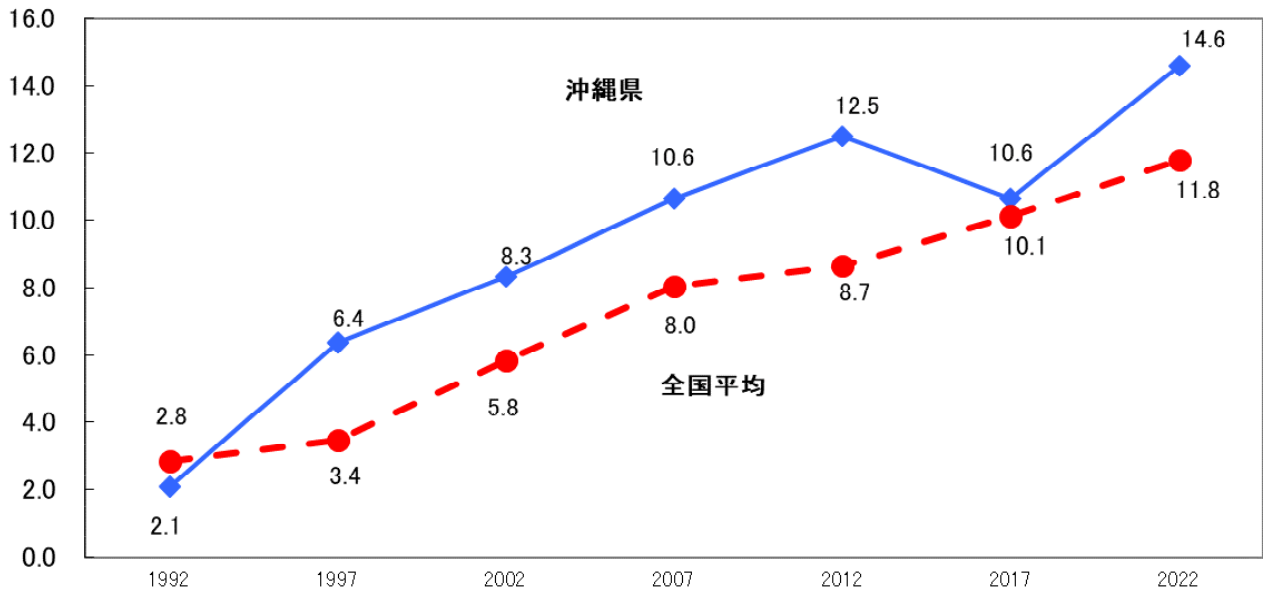
① 地方議会議員における女性の割合

令和4年12月末現在、県議会議員48人中女性議員は7人（14.6%）となっており全国都道府県平均の11.8%を2.8ポイント上回っている。

県内の市町村議会における女性議員は、市議会が15.0%、町村議会が12.0%となっている。全国平均と比較すると、市議会では全国を3.1ポイント、町村議会では0.1ポイント下回っている。

図9-3 県議会における女性議員の割合（沖縄県・全国）

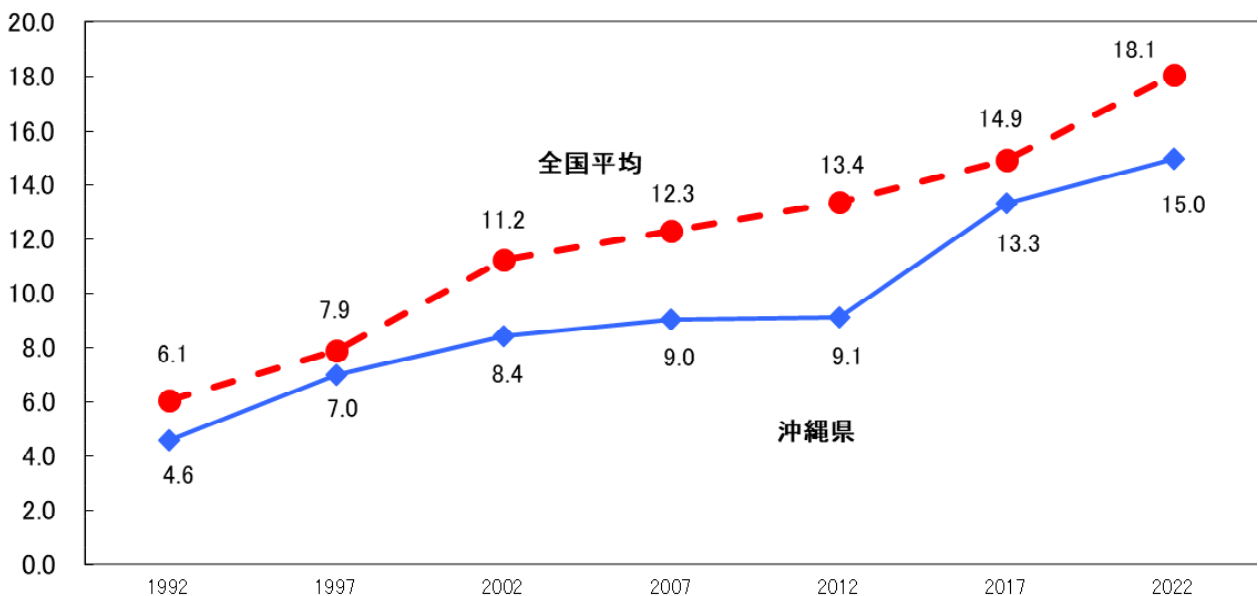
県議会における女性議員の割合（沖縄県・全国）



資料出所: 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派人員調べ」
※各年12月31日のデータ

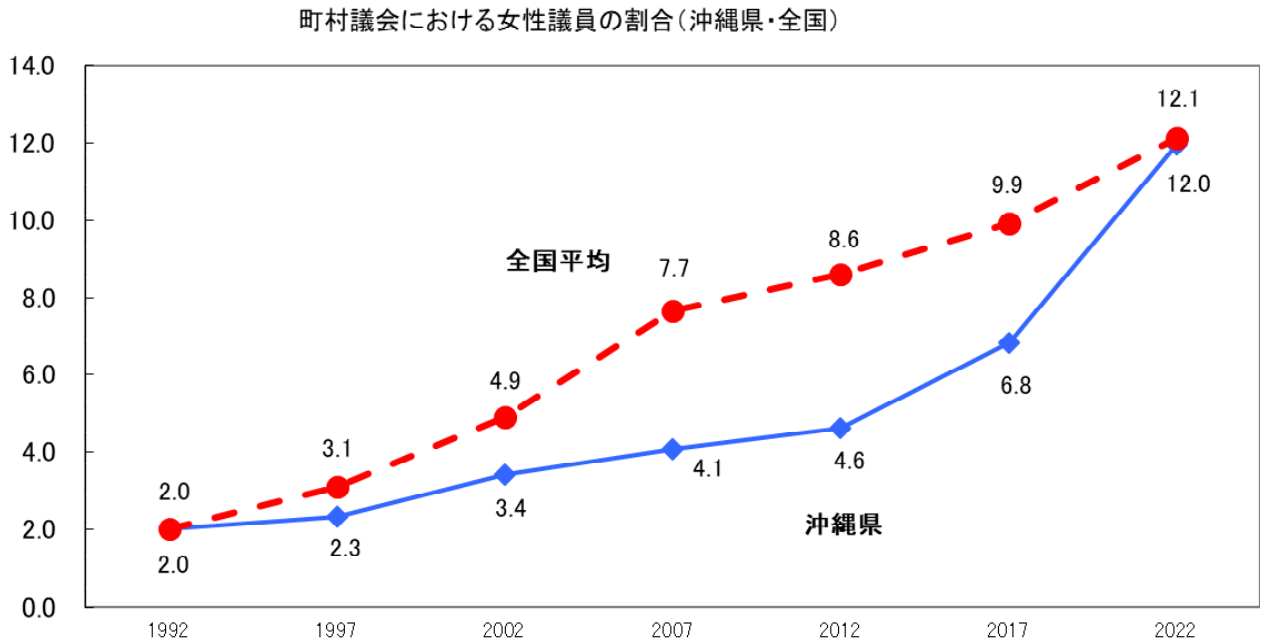
図9-4 市区議会における女性議員の割合（沖縄県・全国）

市区議会における女性議員の割合（沖縄県・全国）



資料出所: 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派人員調べ」
※各年12月31日のデータ

図9-5 町村議会における女性議員の割合（沖縄県・全国）

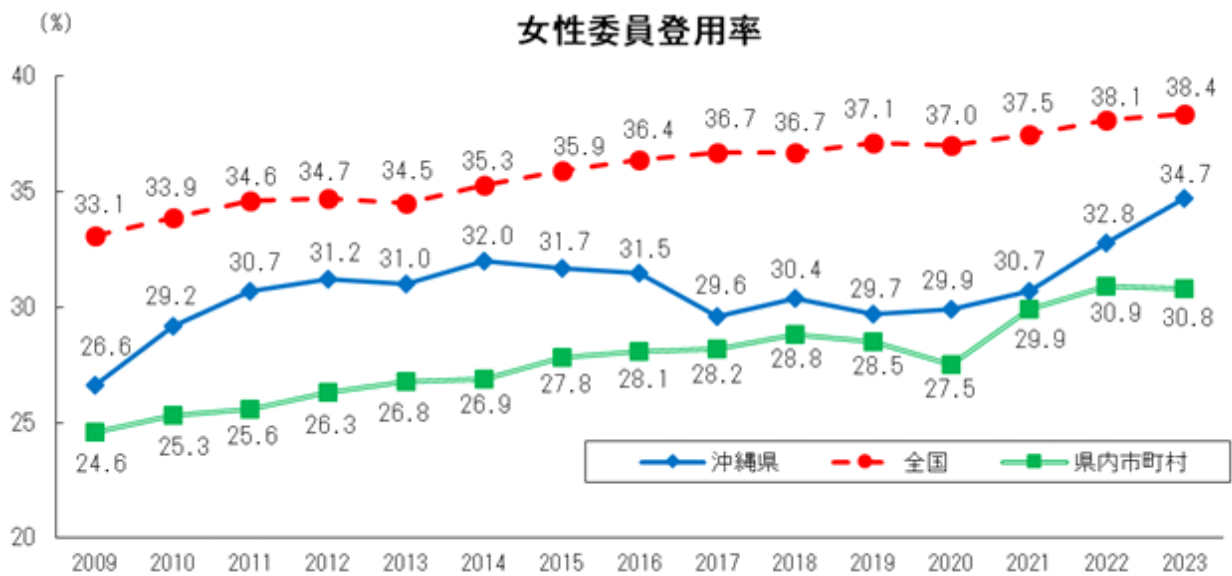


資料出所：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派人員調べ」
 ※各年12月31日のデータ

② 審議会等における女性委員の登用

令和5年4月1日の本県における教育委員会や選挙管理委員会などの行政委員会（地方自治法第180条の5関係）、その他の審議会における女性委員の数は、委員総数1,841人中638人で、割合は34.7%となっている。ここ数年、30%前後で推移しているが、第6次沖縄県男女共同参画計画で設定した登用目標値の40%には到達できていない。

図9-6 女性委員登用率

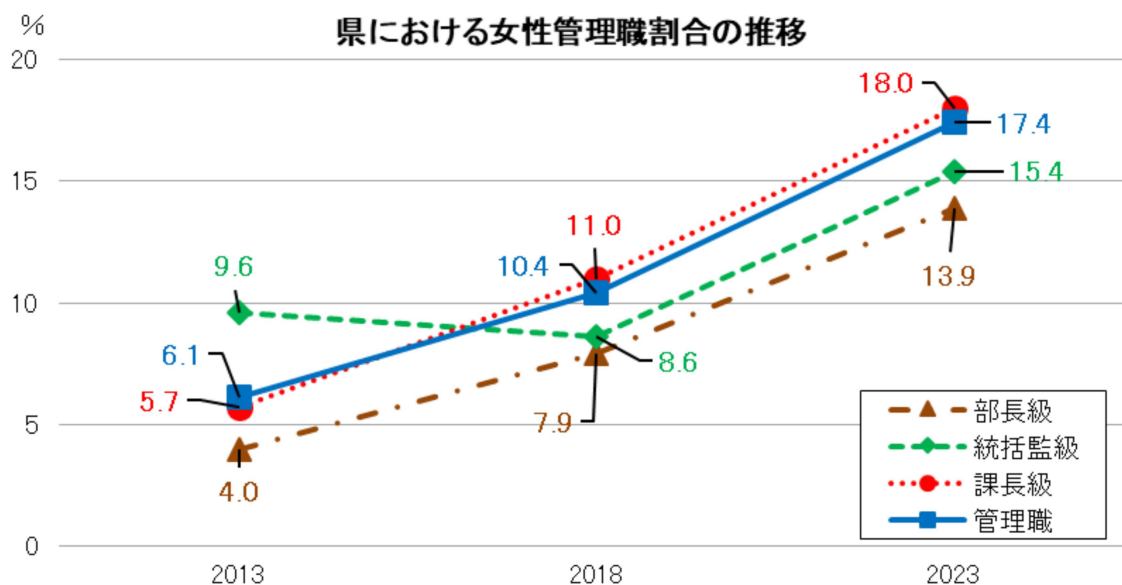


資料出所：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策推進状況」

③ 県における女性職員の登用

令和5年4月1日における県の管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合は、17.4%となっている。詳細は、部長級で13.9%、統括監級で15.4%、課長級で18.0%となっている。管理職に占める女性職員の割合は平成26年から連続で上昇している。

図9-7 県における女性職員割合の推移

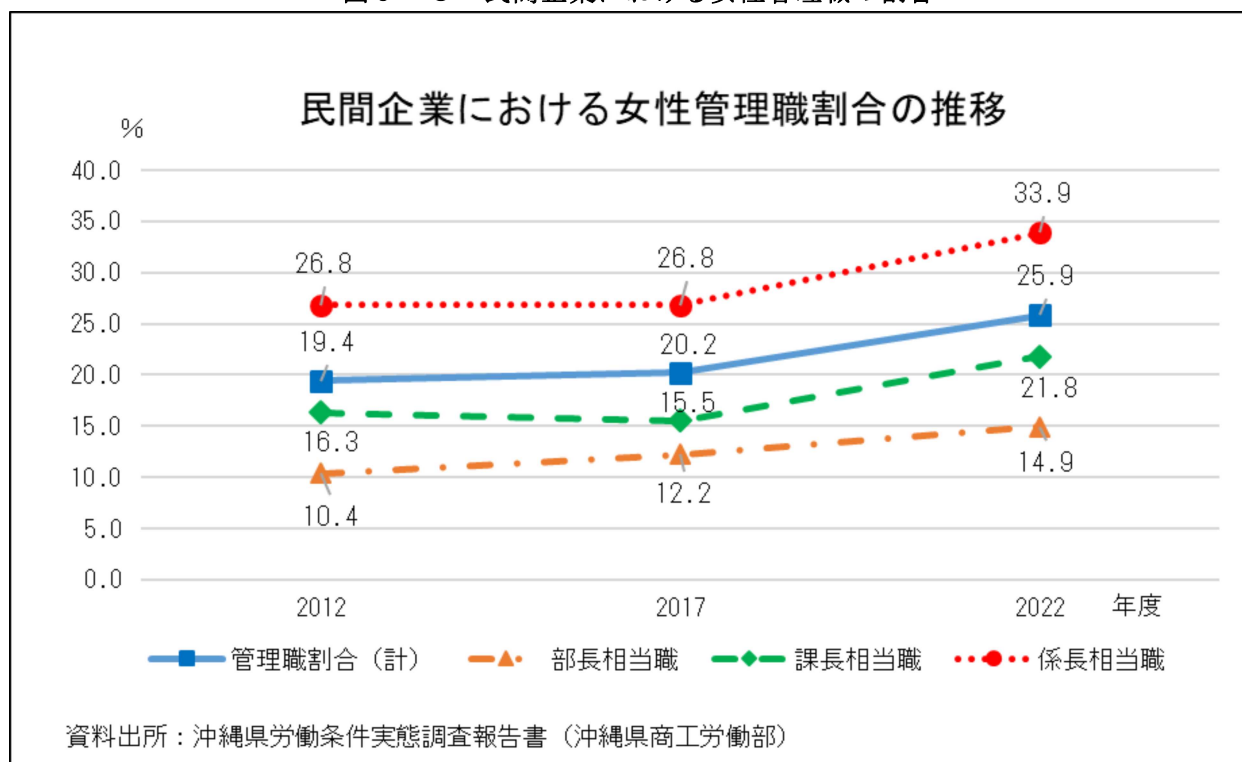


資料出所：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
 ※2013(H25)は沖縄県平和援護・男女参画課「県における女性職員の登用状況」

④ 県内民間企業における女性の登用状況

県内の民間企業の管理職（係長相当職以上）に占める女性の割合は、徐々に増加傾向にあり、令和4年度の女性管理職割合は25.9%で、役職別にみると、係長相当職では33.9%、課長相当職では21.8%、部長相当職では14.9%となっている。

図9-8 民間企業における女性管理職の割合



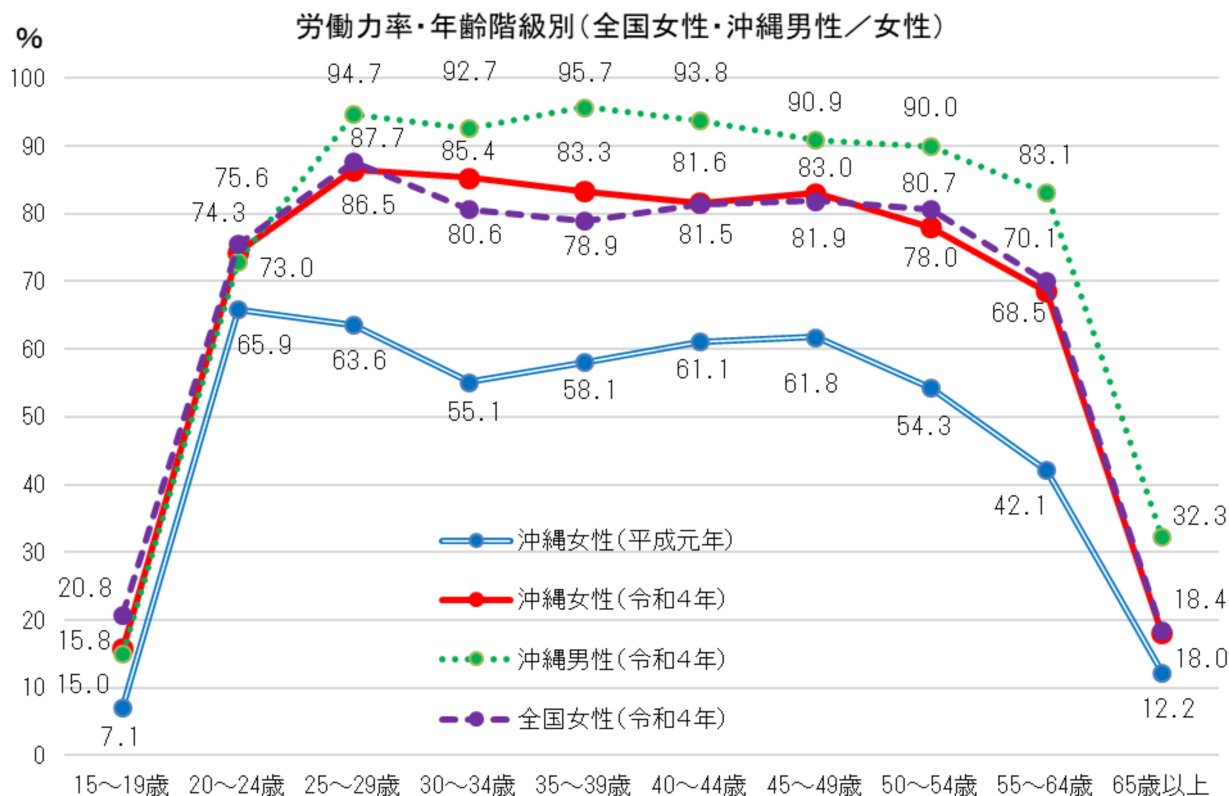
4 労働

① 労働力率

全国の女性の労働力率を年齢階級別にみると、労働力曲線はいわゆる「M字型」を描いており、女性の労働力率が高校、大学を卒業して就職する20代と子育てを終えて再就職する40代の頃に2つのピークがあり、出産・子育てで離職する30代が最も落ち込んでいる。

沖縄県の女性は、全国と比べると30代の労働力率のM字の落ち込みが小さく、平成元年と比較すると、全年齢階級で労働力率が上昇している。

図9-9 労働力率・年齢階級別（全国女性・沖縄男性／女性）



資料出所: 総務省統計局「労働力調査結果」(令和4年平均)、沖縄県企画部統計課「労働力調査」(令和4年平均)

5 福祉

① ひとり親世帯

平成30年度「沖縄県ひとり親世帯実態調査報告書」によると、本県のひとり親世帯は33,250世帯で、そのうち母子世帯は28,860世帯、父子世帯は4,390世帯となっており、ひとり親世帯の86.8%を母子世帯が占めている。

前回調査時（平成25年）までは母子世帯数、父子世帯数ともに増加傾向であったが、平成30年時点では減少に転じ、出現率も下がっている。

表9-10 ひとり親世帯数・出現率（沖縄県）

ひとり親世帯数・出現率（沖縄県）

（単位：件、％）

	総世帯数	ひとり親世帯総数	母子世帯		父子世帯	
			世帯数	出現率	世帯数	出現率
1986（昭和61）年	354,565	18,634	15,454	4.36	3,180	*1 0.94
1993（平成5）年	403,350	24,717	20,798	5.16	3,919	0.97
1998（平成10）年	429,799	24,331	20,262	4.71	4,069	0.95
2003（平成15）年	474,797	29,869	25,604	5.39	4,265	0.90
2008（平成20）年	516,727	31,354	26,846	5.20	4,508	0.87
2013（平成25）年	547,288	34,806	29,894	5.46	4,912	0.90
2018（平成30）年	591,388	33,250	28,860	4.88	4,390	0.74

資料出所：沖縄県福祉保健部「沖縄県ひとり親世帯実態調査報告書」

注：*1父子世帯の数値は昭和60年度調査の結果（世帯総数339,255世帯）

6 教育

① 大学の専攻分野

大学の各専攻分野における女子学生の割合は、家政、芸術、人文科学の順で高く、次いで保健、教育となっている。男子学生の割合は、工学、商船、理学の順で高く、専攻分野における男女の違いがみられる。

表9-11 大学の男女別専攻分野（全国）

大学の男女別専攻分野（全国）

	学生数（人）			女子学生割合（％）
	総数	男子	女子	
人文科学	355,850	127,215	228,635	64.3
社会科学	840,135	531,592	308,543	36.7
理学	81,675	58,873	22,802	27.9
工学	383,912	322,245	61,667	16.1
農学	79,066	42,586	36,480	46.1
保健	349,679	127,516	222,163	63.5
商船	784	658	126	16.1
家政	68,481	6,584	61,897	90.4
教育	184,703	75,345	109,358	59.2
芸術	78,073	24,581	53,492	68.5
その他	210,417	111,274	99,143	47.1
計	2,632,775	1,428,469	1,204,306	45.7

資料出所：文部科学省「学校基本調査」（令和5年度）

7 女性の人権・健康

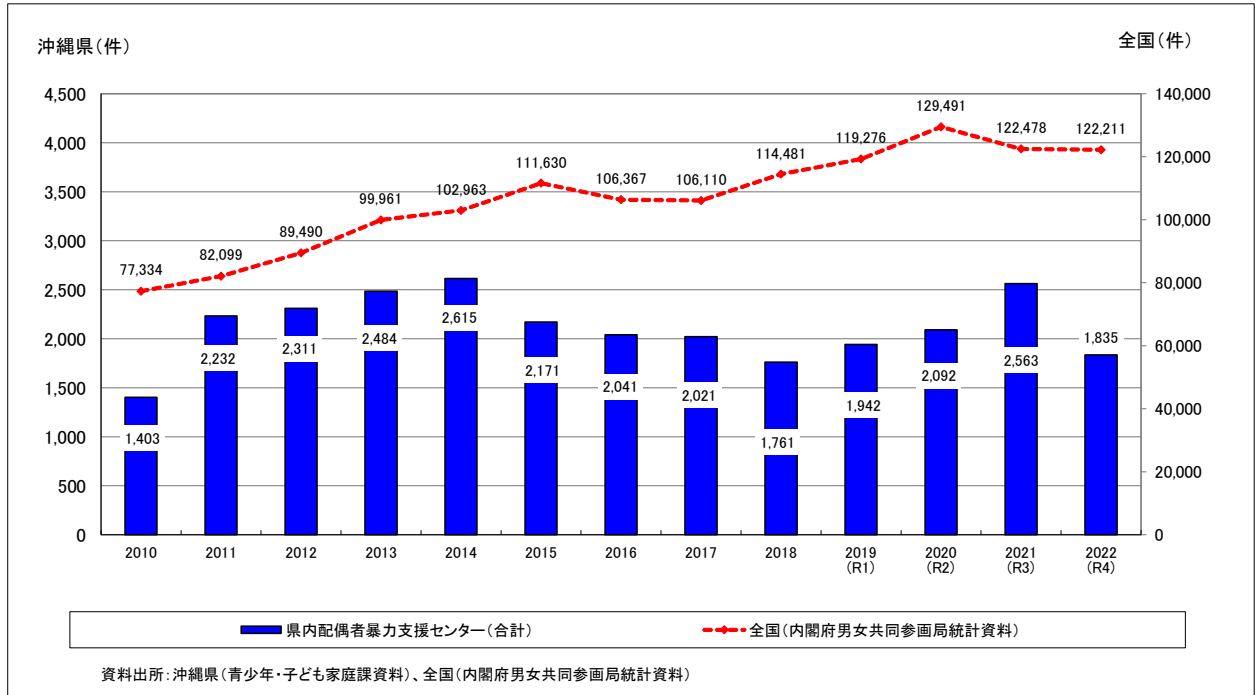
① 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数

2022年に、県内7か所の配偶者暴力相談支援センター（県、北部、中部、南部、宮古、八重山、豊見城市）で受けた相談件数は1,835件で、2021年に比べて減少した。

全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、2018年以降増加傾向にあったが、2022年は前年度より267件減少している。

※豊見城市配偶者暴力相談支援センターは2021年3月設置

図9-12 配偶者暴力支援センター（沖縄県・全国）



② 沖縄県警察本部における相談件数

表9-13

		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
県警 相談件数		557	558	656	715	733	686	764	923	1,082	1,040	992	1,037
人口 10万人 当たり	沖縄県	39.99	40.06	47.10	51.33	51.12	47.84	53.28	64.37	75.45	71.60	67.60	70.6
	全国	26.38	34.32	38.68	46.13	49.67	55.00	57.00	60.96	55.52	65.50	65.80	67.30

出所：警察庁、沖縄県警察本部人身安全対策課資料

8 市町村における男女共同参画の状況

① 男女共同参画計画の策定状況（令和5年4月1日現在）

表9-14

策定状況	市町村数	割合 (%)	備考
策定済み	24	58.5	那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、本部町、恩納村、宜野座村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、久米島町、竹富町

(2) 男女共同参画の推進

1 沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～の策定と推進

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、そして、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会をいう。男女共同参画社会の実現は、例えば、男性が仕事、女性が家庭との固定的な役割分担意識をなくし、働きたい女性の就業機会の増大や育児をしたい男性の環境が整備されるなど男女双方の選択肢が広がり、国民全体の活力が高まることになる。つまり、男女共同参画社会の実現は、日本経済・社会の明るい未来を切り開く鍵と言える。

国では、国連が提唱した昭和50（1975）年の国際婦人年を契機に国際的な動きとも連動しながら、男女雇用機会均等法などの整備を進め、昭和60（1985）年に女子差別撤廃条約を批准するなど、男女共同参画を推進してきた。

平成11（1999）年には、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成12（2000）年、「男女共同参画基本計画」が策定された。

本県では、平成5年に「男女共同参画型社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～」(第1次)を策定し、男女共同参画社会の実現をめざし各種施策を推進してきた。

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「沖縄県男女共同参画推進条例」の理念等を踏まえ、本県の男女共同参画を推進していくための指針となるものである。

その後、平成14年3月には、男女共同参画社会基本法と国の基本計画の趣旨を踏まえ、「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」(第2次)を策定、平成19年3月に「沖縄県男女共同参画計画(後期)」(第3次)、平成24年3月に「第4次男女共同参画計画、平成29年3月に「第5次沖縄県男女共同参画計画」を策定し、県民・事業者・団体等との協力・連携のもと、様々な施策を展開してきた。

国においては、平成27年8月に女性の職業生活の活躍の推進に関する施策についての計画策定を地方公共団体に努力義務とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定をはじめ、平成30年5月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定、令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画」の策定など、様々な取組を進めている。

こうした中、沖縄県においては、男女共同参画社会の形成に関する県民の意識と実態を把握するため、令和2年に「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」(以下、「意識調査」という。)を実施した。

意識調査によると、男女の平等感については、「家庭生活」、「職場」、「学校教育」、「地域活動・社会活動」、「政治の場」、「法律や制度上」、「社会通念・慣習・しきたり」、「社会全体」の全ての項目で前回より平等であると感じている割合は低下しており、依然として、男女の不平等感が高い状況であると言える。中でも、「政治の場」においては平等であると感じている割合は7.7%と最も低く、これは、政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいない現状を示すものであり、国際社会におけるジェンダー平等の水準からも大きく後れをとっている状況であると言える。「社会全体」を見ても、男女ともに約8割の人が「男性優遇」であると感じており、地域や社会全体において、固定的な性別役割分担意識が依然として存在していることを表しているものと考えられる。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、女性を取り巻く環境は就業から生活面について様々な形で深刻な影響を受けており、直接的な影響に加え、配偶者等からの暴力の問題、非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性の増加など、平時における固定的性別役割分担意識等に基づく構造的な問題が顕在化している。

このような状況を踏まえ、ジェンダー平等に関する県民の意識改革、女性の更なる社会参画の促進、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶などに向けた取組を一層推進するため、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」などを勘案し、本県の男女共同参画の実現に向けた方向性を示すものとして、第6次沖縄県男女共同参画計画を令和4年3月に策定した。

2 公益財団法人おきなわ女性財団と沖縄県男女共同参画センターについて

おきなわ女性財団は、沖縄県における男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、女性に関する諸問題の調査研究、女性の社会活動に対する支援等を行うことにより、女性の地位向上及び社会参画の促進を図り、もって男女共同参画社会づくりに寄与することを目的として、

平成5年に設立され、当時の沖縄県女性政策室内に事務所をおいた。

その後、女性の地位向上と社会参画の促進を図るための拠点として、平成8年7月に女性総合センター（愛称：ていいる）が供用を開始したことに伴い、事務所を同センター内に移転した。なお、女性総合センターは平成17年7月に、設置の目的を「女性の地位の向上を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資するため」に改め、現在の沖縄県男女共同参画センターに名称を変更した。

3 沖縄県男女共同参画センターの運営状況

センターの機能を十分に発揮し、設置目的を達成するためには、必要なサービスを適正に提供出来るよう柔軟に対応する必要がある。そのため、センターの運営については、平成18年度から指定管理者制度を導入している。

平成18年度から平成20年度までの第1期は、財団法人おきなわ女性財団、平成21年度から平成23年度までの第2期は、沖縄県男女共同参画センター管理運営団体（財団法人おきなわ女性財団と株式会社エー・シー・オー沖縄との共同企業体）、平成24年12月から平成26年度までの第3期、平成27年度から令和元年度までの第4期は、沖縄県男女共同参画センター管理運営団体（株式会社かりゆしエンターテイメントと公益財団法人おきなわ女性財団との共同企業体）が指定管理を行った。令和2年度からの第5期の指定管理（終期は令和6年度）は、沖縄県男女共同参画センター管理運営団体（株式会社かりゆしエンターテイメントと公益財団法人おきなわ女性財団との共同企業体）である。

4 男女共同参画センター事業の実施

第6次沖縄県男女共同参画計画に基づく諸施策を総合的かつ効果的に推進するためには、市町村、民間団体、女性団体、県民との連携を強化する必要がある。

沖縄県男女共同参画センターにおいては、男女共同参画社会に関する情報発信や啓発学習事業、相談事業等を行ってきており、各種団体等の相互交流などの活動拠点施設となっている。

同センターは、施設利用も含め年間約18～20万人が利用しており、第6次男女共同参画計画の推進にとって有効な役割を果たしている。

① 啓発学習事業

ワークライフバランス講座、ジェンダーを考える教室等、男女共同参画社会づくりに向けての意識啓発や人材育成を図る講座等を実施している。

② 相談事業

女性相談、国際女性相談、男性相談及びにじいろ（LGBTQ）相談を実施しており、（公財）おきなわ女性財団に委託している。

ア 女性相談（毎週火曜日～土曜日 午前10時～午後5時 ※12/29～1/3除く）

生き方、性格、夫婦・親子の関係、対人関係をはじめ様々な悩みや問題に関する相談予約制により面談相談も実施。特別相談として、女性問題に詳しい弁護士による法律相談を月2回、女性問題に詳しい医師によるこころの健康相談を月1回、予約により実施している。

イ 国際女性相談（毎週火曜日～土曜日 午前10時～午後5時 ※12/29～1/3除く）

外国人との結婚、離婚など様々な相談

面談相談（随時）や専門家による国際法律相談（週1回）も予約により実施している。

ウ 男性相談（毎週日曜日及び月曜日 午前10時～午後4時 ※12/29～1/3、祝日にあたる月曜日除く）

男性相談員（電話対応のみ）による、男性が抱える家庭や職場での人間関係、生き方、心や体の悩みなどの相談

エ にじいろ（LGBTQ）相談（毎週土曜日 午前10時～午後5時 ※12/29～1/3除く）

自分の「性のあり方」の悩みや多様な性に関する悩みなどの相談

5 DV関連対策及び性暴力被害者支援の実施

県内のDV被害相談件数は増加傾向にあり、またDV防止法（※1）に基づく保護命令発

令件数は、令和4年は人口10万人当たりで全国1位（沖縄4.1件、全国平均1.2件）となっており、DV問題が深刻な状況になっている（※2）。

（※1）平成13年にDV防止法（配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律）が施行された。保護命令とは、同法により、裁判所がDV被害者からの申し立てにより、DV加害者に対し、6月間の被害者への接近禁止又は2か月の住居からの退去を命じるものである。保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となる。平成25年に一部改正が行われ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても法の適用が拡大された。

（※2）令和4年 人口10万人当たり保護命令件数

第1位：沖縄県、第2位：和歌山県、第3位：宮崎県、第4位：鳥取県、第5位：岩手県

県では、DV防止法が制定された平成13年度からDV対策事業として、DV防止広報啓発活動を行い、加害者対策も含め様々な事業を実施し、DV問題に取り組んでいる。

① 性暴力被害者等支援事業

ア 性暴力被害者ワンストップ支援センター運営事業

性暴力被害者ワンストップ支援センターを運営する。

イ DV防止対策事業

加害者更生相談及びDV防止のためのワークショップ等を実施する。更生保護法人がじゅまる沖縄に委託

DV加害者更生相談窓口（毎週水曜日 午後2時～午後9時）

② DV対策事業

「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」に基づき、一般県民及びDV被害者に関わる関係機関等に対してDV問題についての講演会、研修会を開催し、DV防止について意識啓発を図る。

6 その他関連事業の実施

① 沖縄県女性人材リスト整備事業

県や市町村の審議会等、政策・決定方針の場へ女性の参画を促進することを目的に、女性人材リストの整備を行っている。登録対象者は大学等高等教育機関の教授、弁護士、医師、建築士等の専門職、県・市町村の各種審議会等委員、経営者・起業家、芸術家・工芸家、女性管理者、作家、マスコミ関係、その他リスト登録対象者として適当と認められる者である。

ア 登録者数 63人（令和4年度末現在）

イ 市町村審議会等への女性委員を登用する際に活用

※ 市町村審議会の女性委員の登用率30.9%（内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査（令和4年度）」より）

② アメラジアン関連事業

沖縄県には、米軍基地の駐留を背景とするアメラジアン（アメリカ人とアジア人の両親の間に生まれた子ども）が多くおり、そのほとんどは公立学校に通っている。しかし、ことばの問題、家庭の事情、地域の状況などの理由から、地元の公立学校に学籍をおきながら、不登校になっている児童・生徒が存在していることも確かである。

このような児童・生徒が公立学校へ円滑に復学するためには、日本語指導の支援が必要であり、現在、県ではアメラジアン児童・生徒の受け入れに実績のあるNPO法人アメラジアンスクール・イン・オキナワを拠点とした下記の2事業を実施することによって、この問題に取り組んでいるところである。

ア 日本語指導者雇用事業

アメラジアンスクールに通学している児童・生徒に対して、不登校等の原因となっている日本語の読み書き等を指導することにより、学籍校への円滑な復学を図る。

イ 国際児支援体制強化事業

アメリジアンスクールに通う言語の問題等によって義務教育を受けられない児童生徒たちを対象として、本来の学籍がある小中学校への復学を目標としたきめ細かい学習指導、カウンセリング、高校等への進路指導を行う事業を助成する。

③ 女性力推進事業

女性が、ライフステージに応じて、安心して生活し、活躍できる社会を実現するため、以下の事業を行う。

(1) 女性のチカラ向上応援事業（女性人材育成講座「ているる塾」の実施）

(2) 女性のチカラ応援宣言事業（様々な分野のリーダーによる女性のチカラ応援宣言の実施）

(3) 男性のチカラ向上応援事業（男性の家事・育児参画に関する啓発事業）

3 平和推進事業

(1) 平和の礎事業

1. 「平和の礎（いしじ）」建設の趣旨

「平和の礎」は、沖縄の歴史と風土の中で培われた「平和のこころ」を広く内外にのべ伝え、世界の恒久平和を願い、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた全ての人々の氏名を刻んだ記念碑である。

太平洋戦争・沖縄戦終結50周年を記念して、1995年（平成7年）6月23日に建設した。

2. 「平和の礎」施設概要

- (1) 敷地面積 17,900㎡
- (2) 所在地 沖縄県糸満市摩文仁（平和祈念公園内）
- (3) 刻銘碑 5つ折タイプ69基、3つ折タイプ50基、計119基
刻銘板は1,220面、約25万名の刻銘が可能である。
- (4) 平和の広場 約1,320㎡（半径18m）広場の中央には「平和の火」が灯されている。
沖縄戦最初の米軍上陸地である座間味村阿嘉島において採取した火と、被爆地広島市の「平和の灯」及び長崎市の「誓いの火」から分けていただいた火を合火し、1991年から県庁で灯し続けた火を、1995年6月23日の「慰霊の日」にここに移したものである。
- (5) メイン園路 メイン園路は、その中心線が6月23日の「慰霊の日」における日の出の方向に合わせて設定されている。
- (6) 植栽 モモタマナ（クワデーサー）約250本、芝生約11,900㎡
- (7) 建築物 休憩所2箇所、案内所2箇所、便所2箇所

3. 建設までの経緯

- | | |
|---------|--|
| 平成3年5月 | 県立平和祈念資料館改築・沖縄戦犠牲者「平和の壁」建設等基本構想検討懇話会設置 |
| 平成4年3月 | 建設構想素案を作成し、名称を「平和の礎（いしじ）」に決定 |
| 平成5年10月 | 「平和の礎」に係る刻銘の基本方針を決定 |
| 平成5年11月 | 「平和の礎」建設基本計画を決定 |
| 平成6年7月 | 「平和の礎」建設工事の起工式を挙行 |
| 平成7年3月 | 「平和の礎」刻銘名簿の整備を完了 |
| 平成7年6月 | 「平和の礎」除幕式典を挙行 |

4. 刻銘の方法

- (1) 戦没者名は母国語で表記し、国等別、県別に刻銘。なお沖縄県については、市町村別、字別に刻銘。
- (2) 刻銘の順序は次のとおり
ア 国内は五十音順（ただし、県内は字別に番地の若い順、五十音順及び高年齢順）
イ 米国及び英国は、アルファベット順（ただし、米国は軍別に、海軍、海兵隊、その他、陸軍の順）
ウ 韓国及び北朝鮮は、ハングル文字順
エ 台湾は、姓の画数の少ない順

5. 刻銘の対象及び刻銘者数

令和5年度は365名の追加刻銘を行い、令和5年6月23日現在、242,046名が刻銘されている。
内訳は次のとおり

- ① 日本：227,457名（うち、沖縄県出身者：149,634名）
- ② 米国：14,010名
- ③ 英国：82名
- ④ 台湾：34名
- ⑤ 朝鮮民主主義人民共和国：82名
- ⑥ 大韓民国：381名

6. 「平和の礎」に係る刻銘の基本方針（抄）

(1) 刻銘対象者

国籍を問わず、沖縄戦で亡くなった全ての人々とする。この場合、沖縄戦の期間は、米軍が慶良間諸島に上陸した1945年3月26日から降伏文書に調印した同年9月7日までとし、戦没場所は沖縄県の区域内とする。ただし、次に掲げる戦没者についても刻銘対象とする。

① 沖縄県出身の戦没者

- ア 満州事変に始まる15年戦争の期間中に、県内外において戦争が原因で死亡した者
- イ 1945年9月7日後、県内外において戦争が原因でおおむね1年以内に死亡した者（ただし、原爆被爆者については、その限りではない。）

② 他都道府県及び外国出身の戦没者

- ア 沖縄守備軍第32軍が創設された1944年3月22日から1945年3月25日までの間に、南西諸島周辺において、沖縄戦に関連する作戦や戦闘が原因で死亡した者
- イ 1945年3月26日から同年9月7日までの間に、沖縄県の区域を除く南西諸島周辺において、沖縄戦に関連する作戦や戦闘が原因で死亡した者
- ウ 1945年9月7日後、沖縄県の区域内において戦争が原因でおおむね1年以内に死亡した者

(2) 沖縄平和賞事業

1. 趣旨・目的等

沖縄県民は、去る大戦で過酷な地上戦を体験し、また、戦後の米軍施政の歴史を通して、平和の尊さを肌身で感じてきた。この事実と教訓を21世紀を担う若い世代に正しく継承するとともに、恒久平和の創造に努めることは私たちに課せられた使命である。

沖縄はかつて、「万国津梁」の精神で東南アジアの国々をつなぐ架け橋として栄えた琉球王国時代があり、多様なものを受け入れる寛容さと歴史を前向きにとらえ未来を創造するたくましい県民性がある。

沖縄平和賞は、このような平和を何よりも大切にする「沖縄のこころ」を踏まえ、平和の概念を広く捉え、顕彰分野は戦争・地域紛争の抑止はもとより、貧困、難民、地球規模の環境問題など生命と人間の基本的権利を脅かす様々な課題に取り組み、その解決のために尽くしている国内外の個人又は団体を対象としている。

本賞の実施を通じて、平和を希求する県民の思いを引き続き世界に発信し、国際平和の創造に貢献したいと考えている。

2. 事業経過

平成10年度	2月16日	県議会において沖縄平和賞（仮称）の創設を表明
平成11年度		ノーベル賞や京都賞等類似顕彰制度の調査
平成12年度		環日本海新潟賞やソウル平和賞等の類似顕彰制度を調査
		沖縄平和賞（仮称）研究会の開催（計4回）
	9月1日	県内・外のシンクタンク（共同企業体）に沖縄平和賞（仮称）基本構想調査業務委託
	3月30日	沖縄平和賞（仮称）基本構想調査報告書の提出
平成13年度		沖縄平和賞創設
	5月11日	基本構想素案策定
	6月5日	第一回沖縄平和賞（仮称）検討委員会
	6月17日	沖縄平和賞（仮称）シンポジウム（350人出席）
	7月17日	第二回沖縄平和賞（仮称）検討委員会
	8月21日	第三回沖縄平和賞（仮称）検討委員会
	10月23日	沖縄平和賞基本構想策定
	12月28日	「沖縄平和賞委員会」設立総会の開催、「沖縄平和賞」創設
	1月6日	ロゴマークの公募開始
	1月18日	受賞候補者推薦人の決定

平成14年度	5月13日 6～7月 7月31日	平成14年度第1回沖縄平和賞委員会総会の開催 受賞者選考委員会の開催 第1回沖縄平和賞 受賞者発表 ※第1回受賞者「中村哲を支援するペシヤワール会」
	8月22日 8月30日 8月31日	平成14年度第2回沖縄平和賞委員会総会の開催 第1回沖縄平和賞授賞式の開催（万国津梁館） 第1回沖縄平和賞記念シンポジウム（沖縄コンベンションセンター）
平成15年度		花の平和交流事業実施、沖縄平和賞支援募金開始
	6月2日 11月20日 ～24日	「沖縄平和賞支援基金」開始 「花の平和交流事業」の実施 21日（金）植樹式（カンボジア プノンペン）
平成16年度	5～7月 8月5日	受賞者選考委員会の開催 第2回沖縄平和賞受賞者発表 ※第2回受賞者「特定非営利活動法人AMD A（アムダ）」
	10月22日	第2回沖縄平和賞授賞式の開催（万国津梁館）
平成17年度	5月25日 10月29日	花の平和交流事業フォローアップ事業開始 元平和賞選考委員への感謝状を贈呈 （江崎玲於奈氏、海老沢勝二氏、猪口邦子氏）
	1月～	「平和の折り鶴キャンペーン」で集まった折り鶴でつくった千羽鶴 再生ノートをインドネシアの子どもたちに配布
平成18年度	5～7月 10月13日	受賞者選考委員会の開催 第3回沖縄平和賞授賞式の開催（万国津梁館） ※第3回受賞者「沖縄・ラオス国口唇口蓋裂患者支援センター」
平成19年度	9～12月	推薦人へ推薦依頼
平成20年度	5～8月 5～9月 11月7日	受賞者選考委員会の開催 「平和の折り鶴キャンペーン」実施 第4回沖縄平和賞授賞式の開催（万国津梁館） ※第4回受賞者「特定非営利活動法人難民を助ける会」
平成21年度	9～12月	推薦人への推薦依頼
平成22年度	5～8月 5～9月 10月15日	受賞者選考委員会の開催 「平和の折り鶴キャンペーン」実施 第5回沖縄平和賞授賞式の開催（万国津梁館） ※第5回受賞者「特定非営利活動法人シェア＝国際保健協力市民の会」
平成23年度	9～12月	推薦人への推薦依頼
平成24年度	5～8月 5～9月 10月12日	受賞者選考委員会の開催 「平和の折り鶴キャンペーン」実施 第6回沖縄平和賞授賞式の開催（万国津梁館） ※第6回受賞者「特定非営利活動法人シャプラニール＝市民による 海外協力の会」
	10月13日	沖縄平和賞シンポジウムの開催（沖縄復帰40周年事業）
平成25年度	9～12月 3月19日	推薦人への推薦依頼 元選考委員及び記念品制作者への感謝状贈呈 （尚弘子氏、岩政輝男氏、前田考允氏）
平成26年度	5～7月 5～9月 6月6日 10月10日	受賞者選考委員会の開催 「平和の折り鶴キャンペーン」実施 元選考委員長への感謝状贈呈（有馬朗人氏） 第7回沖縄平和賞授賞式の開催（万国津梁館） ※第7回受賞者「特定非営利活動法人ジャパンハート」
平成27年度	1～2月	推薦人への推薦依頼
平成28年度	6月 6～9月 10月31日	受賞者選考委員会の開催 「平和の折り鶴キャンペーン」実施 第8回沖縄平和賞授賞式の開催（ロワジールホテル那覇） ※第8回受賞者「認定特定非営利活動法人難民支援協会」
平成29年度	7～9月	推薦人への推薦依頼
平成30年度	5月24日	元選考委員への感謝状贈呈 （浅野加寿子氏、小林良彰氏、初瀬龍平氏）

	5～7月	受賞者選考委員会の開催
	10月23日	第9回沖縄平和賞授賞式の開催（ANAクラウンプラザホテル沖縄ハーバービュー） ※第9回受賞者「特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター」
令和元年度	7～9月	推薦人への推薦依頼
令和2年度	5～7月	受賞者選考委員会の開催
	10月27日	第10回沖縄平和賞授賞式の開催（沖縄ハーバービューホテル） ※第10回受賞者「特定非営利活動法人国際協力NGOセンター」
令和3年度	8～10月	推薦人への推薦依頼
	12月19日	沖縄平和賞シンポジウムの開催
令和4年度	5～7月	受賞者選考委員会の開催
	5月20日	元選考委員への感謝状贈呈（小宮山宏氏）
	5月23日	元選考委員への感謝状贈呈（モンテカセム氏）
	9月17日	OKINAWA PEACE PRIZE月間キックオフイベントの開催
	10月8日	沖縄平和賞国際平和シンポジウムの開催
	10月28日	第11回沖縄平和賞授賞式の開催（沖縄ハーバービューホテル） ※第11回受賞者「公益財団法人沖縄県女師・一高女 ひめゆり平和祈念財団立ひめゆり平和祈念資料館」
令和5年度	9～11月	推薦人への推薦依頼
	11月21日	「沖縄平和賞ガバメントクラウドファンディング」開始
	12月23日	沖縄平和賞シンポジウムの開催

3. 運営団体：沖縄平和賞委員会

沖縄平和賞委員会は、沖縄県内の経済、教育、行政、マスコミ等の各種団体・企業によって構成された組織で、平成13年12月28日に設立された。

表9-14 沖縄平和賞委員会名簿（令和5年3月末時点）

No	役員／委員	団体名	職名
1	会長	沖縄県	知事
2	副会長	沖縄県議会	議長
3	副会長	沖縄県市長会	会長
4	副会長	沖縄県商工会議所連合会	会長
5	副会長	沖縄県	副知事
6	委員	NHK沖縄放送局	局長
7	委員	琉球放送株式会社	社長
8	委員	沖縄テレビ放送株式会社	社長
9	委員	琉球朝日放送株式会社	社長
10	委員	株式会社沖縄タイムス社	社長
11	委員	株式会社琉球新報社	社長
12	委員	株式会社ラジオ沖縄	社長
13	委員	株式会社エフエム沖縄	社長
14	委員	琉球大学	学長
15	委員	名桜大学	学長
16	委員	沖縄国際大学	学長
17	委員	沖縄大学	学長
18	委員	沖縄県立芸術大学	学長
19	委員	沖縄キリスト教学院大学	学長
20	委員	沖縄女子短期大学	学長
21	委員	一般社団法人 沖縄県PTA連合会	会長
22	委員	一般社団法人 沖縄県婦人連合会	会長
23	委員	沖縄県社会福祉協議会	会長
24	委員	沖縄県身体障害者福祉協会	会長
25	委員	一般財団法人 沖縄県遺族連合会	会長
26	委員	公益社団法人 日本青年会議所沖縄地区協議会	会長
27	委員	特定非営利活動法人 沖縄NGOセンター	会長
28	委員	一般財団法人 南西地域産業活性化センター	会長
29	委員	日本労働組合総連合会沖縄県連合会	会長
30	委員	沖縄県労働組合総連合	議長
31	委員	一般社団法人 沖縄県銀行協会	会長
32	委員	公益社団法人 沖縄県工業連合会	会長
33	委員	一般社団法人 沖縄県経営者協会	会長

34	委員	沖縄県中小企業団体中央会	会長
35	委員	沖縄経済同友会	代表幹事
36	委員	沖縄県商工会連合会	会長
37	委員	沖縄県農業協同組合中央会	会長
38	委員	沖縄県漁業協同組合連合会	会長
39	委員	一般社団法人 沖縄県建設産業団体連合会	会長
40	委員	国際協力機構沖縄国際センター	所長
41	委員	沖縄県町村会	会長
42	委員	沖縄県市議会議長会	会長
43	委員	沖縄県町村議会議長会	会長
44	委員	公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団	理事長
45	委員	一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー	会長
46	委員	公益財団法人 沖縄県文化振興会	理事長
47	委員	沖縄県教育委員会	教育長
48	委員	一般社団法人 沖縄県医師会	会長
49	委員	沖縄県高等学校PTA連合会	会長
50	委員	一般社団法人 沖縄県歯科医師会	会長
51	委員	公益社団法人 沖縄県看護協会	会長
52	委員	一般社団法人 沖縄県産業資源循環協会	会長
	監事	沖縄県	会計管理者
	監事	沖縄県総務部	総務統括監

4. 沖縄平和賞制度概要

- (1) 理念
- ・アジア太平洋地域における平和・非暴力実現の促進
 - ・人間の安全保障実現の促進
 - ・内発的多様性を基礎とした平和実現の促進
- (2) 意義
- 本賞を創設・運営することには、次の3つの意義がある。
- ・地域の主体としての沖縄による、自律的平和推進・構築
 - ・地域の役にも立つ、沖縄にとっての平和に対する投資
 - ・沖縄における平和意識の共有・昇華のための知的・実践的営み
- (3) 顕彰対象

活動内容

沖縄平和賞は、過去の実績はもとより、将来性や将来への波及効果が期待できる以下の活動内容を顕彰対象とします。

ア アジア太平洋地域における平和・非暴力実現の促進に貢献する活動

例えば……

- ・ アジア太平洋地域のA地域とB地域の紛争を平和的に解決した。
- ・ 対立関係にあった地域間の対話を積極的に推進し、緊張緩和に貢献した。

イ 「人間の安全保障」、いわゆる人間の生命や基本的な権利を脅かす貧困、飢餓、環境問題、感染症等の問題を解決し、豊かに生活できる社会の実現に貢献する活動

例えば……

- ・ 地球温暖化の防止に向けた国際的な取り組みの中心的役割を果たした。
- ・ 貧困地域に対する物資の援助、医療援助等を継続して実施し、当該地域の発展に寄与した。

ウ 世界の各々の地域の内部で培われた多様な文化や考え方を相互尊重することを基礎として平和の実現を図る活動

例えば……

- ・ 音楽の交流を通して地域間の平和的関係を構築した。
- ・ 自国の伝統的スポーツを近隣諸国に普及することを通して相互の交流を図り、友好関係を発展させた。

図9-15 国籍等及び活動の効果が現れた場所について

		効果が現れた場所	
		アジア・太平洋地域	その他
		< 1 >	< 2 >

主体の国籍、設立場所	アジア・太平洋地域	顕彰対象	顕彰対象 アジア太平洋地域の個人・団体のそうした活動を奨励・促進（プロモーション効果）
	その他	< 3 > 顕彰対象	< 4 > 基本的には顕彰対象外 *アジア太平洋地域へのフィードバック効果がある場合には対象

- < 1 > : 沖縄及びアジア太平洋地域の個人・団体が、沖縄及びアジア太平洋地域の平和に貢献
 < 2 > : 沖縄及びアジア太平洋地域の個人・団体が、沖縄及びアジア太平洋地域以外の平和に貢献
 < 3 > : 沖縄及びアジア太平洋地域以外の個人・団体が、沖縄及びアジア太平洋地域の平和に貢献
 < 4 > : 沖縄及びアジア太平洋地域以外の個人・団体が、沖縄及びアジア太平洋地域以外の平和に貢献
 ※ 「アジア太平洋地域」について

沖縄平和賞における「アジア太平洋地域」は、具体的な国名等を特定しておりません。

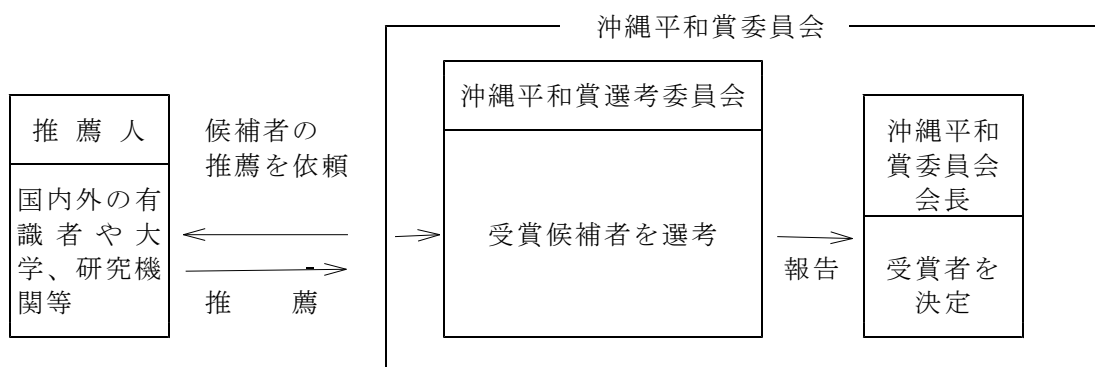
地理的な広がりとしては「西太平洋」をベースに、沖縄という地域が顕彰することの意味付けとなる

- a 沖縄との歴史的交流という視点
- b 沖縄からの移民交流という視点
- c 沖縄戦・在沖米軍基地という視点

の3つの視点から「沖縄平和賞」の目的・理念にふさわしい対象地域を選考段階で個別・具体的に判断することとしております。

図9-16 選考方法

国内外の有識者（団体を含む）等に受賞候補者を推薦していただき、沖縄平和賞委員会の下に設置する「沖縄平和賞選考委員会」における選考を経て受賞者を決定。



(4) 賞金等

授賞件数は「沖縄平和賞」1件で個人・団体を問わない。

受賞者には、正賞として賞状、賞牌を、副賞として賞金1,000万円を授与する。

なお、授賞は2年に1回行っている。

5. 「沖縄平和賞支援募金」

(1) 沖縄平和賞支援募金の趣旨

ア 独自の財源確保

イ 沖縄平和賞の周知

ウ 募金をとおして沖縄平和賞の運営に参加している意識を醸成し、県民参加型の顕彰制度として実施する。

(2) 対象：県内外の個人・法人等

(3) 目標額：年間500万円以上

(4) 募金の使途：受賞者への賞金や授賞式、または関連事業の財源に充てる。

表9-17 募金の状況（令和4年度末時点）

（単位：円）

年度	件数	募金額	積立額	利息	処分額	年度末残高
平成15年度	96	3,736,085	0	12	0	3,736,097
平成16年度	36	1,576,071	0	81	1,549,470	3,762,779
平成17年度	247	2,063,896	0	66	0	5,826,741
平成18年度	269	2,677,713	0	1,200	3,000,000	5,505,654
平成19年度	284	3,336,356	0	3,484	0	8,845,494
平成20年度	297	4,534,949	0	4,584	5,000,000	8,385,027
平成21年度	265	3,935,463	0	1,885	0	12,322,375
平成22年度	256	4,112,044	0	1,514	8,000,000	8,435,933
平成23年度	277	3,602,162	0	444	0	12,038,539
平成24年度	212	3,049,671	0	12,614	10,000,000	5,100,824
平成25年度	267	4,522,809	3,000,000	427	0	12,624,060
平成26年度	261	5,562,042	0	1,242	12,000,000	6,187,344
平成27年度	184	3,876,487	0	559	0	10,064,390
平成28年度	233	4,243,361	0	83	10,000,000	4,307,834
平成29年度	243	3,941,123	0	17	0	8,248,974
平成30年度	252	4,331,396	0	25	10,000,000	2,580,395
令和元年度	288	5,197,939	0	18	0	7,778,352
令和2年度	279	4,422,727	0	22	10,000,000	2,201,101
令和3年度	377	4,122,045	0	11	0	6,275,726
令和4年度	255	3,663,465	0	16	8,600,000	1,310,304
合計	4,878	76,507,804	3,000,000	28,304	78,149,470	

6. 歴代受賞者

○ 第1回沖縄平和賞受賞者（2002年）

「中村哲を支援するペシャワール会」

中村哲医師のパキスタンとアフガニスタンでの医療活動を支援するために設立されたペシャワール会は、アフガニスタンでの診療所を運営し、年間約6万人の患者診療を行っている。

2003年3月から灌漑水利計画に着手し、2010年には総延長25.5km、1日の総水量は40万トンとなる用水路が完工した。

内戦・社会不安など厳しい環境の中、誰も行かないところに行く、他人のやりたがらないことをやるという信念を持ち、「思想・信条にとらわれず『支え合い』の精神で一致して会を運営する」ことを方針とする同会は、内発的多様性を基礎として平和と人間の安全保障に貢献している。

○ 第2回沖縄平和賞受賞者（2004年）

「特定非営利活動法人AMD A（アムダ）」

特定非営利活動法人アムダは、アジア・アフリカ・中南米において戦争、自然災害、貧困等により社会的・経済的に恵まれず社会から取り残されている人々への医療救援と生活状態改善のための支援活動を積極的に展開している。

国際的なネットワークに基づく「アムダ多国籍医師団」は、自然災害をはじめ、突然の不当な出来事に見舞われた人々に対し迅速かつ的確な援助を行うことにより多くの被災者の不安を取り除き、尊い命を救い、復興への希望を与えてきた。

アムダが提唱する「医療和平」は、紛争当事者の双方に中立人道の立場から、国際医療協力をもって紛争の均衡を図り、和平プロセスに寄与する試みであり、内発的多様性を基礎とした平和と人間の安全保障に貢献している。

○ 第3回沖縄平和賞受賞者（2006年）

「沖縄・ラオス国口唇口蓋裂患者支援センター」

沖縄・ラオス国口唇口蓋裂患者支援センターは、ラオス国を中心とした東南アジア諸国での医療支援活動や治療技術の移転など多くの事業を展開している。これまでラオス国で多数の無料手術を行い、現地のスタッフに対する技術移転や歯科医療用器具の贈呈を行っている。

これらの活動は、口唇口蓋裂により生活に支障をきたし、社会的に差別を受けている人々に希望を与えるとともに、社会参加を促進している。

- 第4回沖縄平和賞受賞者（2008年）
「特定非営利活動法人難民を助ける会」
難民を助ける会は、1979年に、インドシナ難民を支援するために、政治・思想・宗教に中立な立場の市民団体として、前会長の相馬雪香氏の呼びかけにより設立された。
1997年には、地雷禁止国際キャンペーン（ICBL）のメンバーとしてノーベル平和賞授賞式にも招聘された。他にも、1999年には、その功績が認められ、読売新聞国際協力賞を受賞している。
難民や避難民への支援のみならず、障害者への支援や、対人地雷廃絶・被害者支援に重点をおく多彩な支援活動を展開しており、これまでに50ヶ国以上での活動実績がある。
- 第5回沖縄平和賞受賞者（2010年）
「特定非営利活動法人シェア＝国際保健協力市民の会」
シェア＝国際保健協力市民の会は、1983年に市民による国際医療協力を目指す医療関係者、学生等により設立された。設立当初から一貫して、保健医療分野に絞った活動を行い、アジア、アフリカを中心に、地域保健活動、エイズ予防啓発、HIV陽性者支援活動など、プライマリ・ヘルス・ケアのアプローチに基づいて活動を行っている。また、日本国内においても、医療にアクセス困難な外国人のための支援に取り組んでおり、国内外での活動を通じて、すべての人が心身ともに健康で暮らせる社会の実現を目指している。
- 第6回沖縄平和賞受賞者（2012年）
「特定非営利活動法人シャプラニール＝市民による海外協力の会」
シャプラニールは、特定の宗教、政治、企業団体には属さず、一般の市民の思いから作られ、その会費や寄付で運営されている国際協力NGOである。
バングラデシュ、ネパール、インド（西ベンガル州）の貧しい人々の問題を解決するために、総合的な農村開発をはじめ、ストリートチルドレンや働く子どもたち、女性、高齢者、障がい者、先住民族など社会的・経済的に「取り残された人々」の支援や災害への緊急救援・復興支援などの活動に継続して取り組んでいる。
「シャプラニール」とは、バングラデシュの言葉・ベンガル語で、「睡蓮の家」という意味。睡蓮はバングラデシュの国花である。
- 第7回沖縄平和賞受賞者（2014年）
「特定非営利活動法人ジャパンハート」
ジャパンハートは「医療の届かないところに、医療を届ける」を基本理念として設立された国際医療NGOである。
ミャンマー、カンボジア、ラオス、インドネシア、日本で活動。海外では、多くの日本人医療者やボランティアを派遣し、貧しく医療を受けられない人々に診療・手術を行う医療支援活動や、現地人医療者の育成に取り組んでいる。
日本では、東日本大震災復興支援をはじめ、医療者不足が深刻な離島や僻地の病院に医療者を派遣する「すまいるスマイルプロジェクト」などに取り組んでいる。さらに日本・ASEAN内で起る大規模災害に対し、迅速に医療者を派遣する国際緊急救援活動も行っている。
- 第8回沖縄平和賞受賞者（2016年）
「認定特定非営利活動法人難民支援協会」
難民支援協会は「なかなか難民として認定されることがないまま日本に滞在している難民の苦渋を傍観するに耐えず、同じ人間として支援したい」という想いのもとに設立された。
日本に逃れてきた難民が、自立した生活を安心して送れるよう支援。難民保護の専門集団として、来日直後の緊急時期から自立に至るまでの道のりを、一人ひとりに寄り添い、認定手続き、「医食住」の確保、自立に向けた支援などを行う。制度改善、認知啓発を通じて社会を変える取り組みにも注力。海外では、アジア・太平洋地域での各国政府や難民保護に取り組む現地NGOとともに、国際的な連携・協力を目指す。
東日本大震災後は難民保護の経験を活かし、「支援が行きづらい人」に向けた事業を行った。
年間の支援対象者の国籍数は約60ヶ国、来訪相談者数は約600人。
- 第9回沖縄平和賞受賞者（2018年）

「特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター（JVC）」

日本国際ボランティアセンター（JVC）は、1980年にインドシナ難民の救援を機に発足し、アジア、アフリカ、中東、そして日本の震災被災地など、世界11カ国で活動する国際協力NGOである。

経済的格差の拡大や開発による資源破壊・収奪など急激な変化にさらされている農村で環境保全型の農業を通して暮らしの改善に協力する地域開発のほか、紛争の影響を受けて人々が暮らす地では地域保健分野での活動や難民・避難民の生活再建をはじめとした人道支援、平和構築に取り組んでいる。また、現場の声を政府や社会に届ける調査研究・提言活動（アドボカシー）にも力を入れている。

○ 第10回沖縄平和賞受賞者（2020年）

「特定非営利活動法人国際協力NGOセンター（JANIC）」

国際協力NGOセンター（JANIC）は、日本の国際協力NGOの発展の時代といわれたさなかの1987年、NGO間の情報共有と社会への発信力強化のため、NGOのネットワーク組織である「NGO活動推進センター」として設立された。

今では正会員101団体が加盟する日本有数のネットワークNGOへと成長したJANICは、フィリピン、カンボジア、ネパールなどのアジア太平洋地域において紛争や貧困、環境破壊などの社会課題の解決に取り組むNGOを後方支援しており、国内外の多岐にわたる団体と団体、市民と市民を繋ぐという、市民社会の成熟のために非常に重要な役割を担っている。

○ 第11回沖縄平和賞受賞者（2022年）

「公益財団法人沖縄県女師・一高女ひめゆり平和祈念財団立ひめゆり平和祈念資料館」

沖縄県女師・一高女ひめゆり平和祈念財団は、ひめゆり学徒の体験を語り継ぎ、戦争の実相を伝えることで、再び戦争をあらしめないよう、永遠に世界平和を訴え続けることを目的に活動している。

1989年に開館したひめゆり平和祈念資料館は、これまでに延べ2,300万人が訪れている施設であり、「ひめゆり学徒隊の沖縄戦」がテーマの平和ミュージアムである。ひめゆり学徒の戦争体験を伝えることで、戦争の恐ろしさ、命の尊さ、平和の大切さを訴えています。近年は、国内外の平和ミュージアムとの交流や海外への発信を意識した活動にも取り組んでいる。

(3) ちゅらうちな一草の根平和貢献賞表彰事業

1. 趣旨・目的等

沖縄県内において、平和につながる身近な社会貢献活動に取り組む者を表彰することにより、平和で豊かな地域社会の実現を目指すとともに、平和に関する県民意識の普及及び高揚に寄与するため、令和元年8月に「ちゅらうちな一草の根平和貢献賞」を制定した。

2. 事業経過

令和元年度	8月	賞の創設
	9～10月	一般公募・推薦依頼
	11月	選考委員会の開催
	12月	第1回ちゅらうちな一草の根平和貢献賞表彰式の開催
令和3年度	7～9月	一般公募・推薦依頼
	11月	選考委員会の開催
	12月	第2回ちゅらうちな一草の根平和貢献賞表彰式の開催
令和5年度	7～10月	一般公募・推薦依頼
	11月	選考委員会の開催
	12月	第3回ちゅらうちな一草の根平和貢献賞表彰式の開催

3. 歴代受賞者

○ 第1回ちゅらうちな一草の根平和貢献賞受賞者（2019年）

一般部門	
GENN065／オヤジバンド	チャリティライブを開催し、収益を国際協力団体へ寄付

株式会社 丸浩重機工業	平和発信のイベントで、無償で重機使用の協力
NPO法人 うらおそい歴史が仆友の会	激戦地の案内等により、戦争の悲惨さ等を県内外に発信

学校関係部門	
つしま丸児童合唱団、 那覇少年少女合唱団	平和を求める行事で、清らかな歌声を披露
恩納村立安富祖中学校1年1組	戦争の追体験等、工夫を凝らした学びを実践
沖縄・長崎・広島から 平和を考える学び合い	全国各地の学生が集い、平和への理解と絆を深める

○ 第2回ちゅうちな一草の根平和貢献賞受賞者（2021年）

一般部門	
南風原平和ガイドの会	地域の戦跡案内等により、戦争の悲惨さや平和の尊さを県内外に発信
特定非営利活動法人 メッシュ・サポート	医療用航空機を活用した、医療格差改善活動を実施
伊禮門 清吉 (味自満チェーン グルメ回 寿司・市場 代表者)	子どもの貧困問題への支援等、多岐にわたる活動を実施

学校関係部門	
うるま市立宮森小学校	追悼式の実施や、全児童での平和劇・講演会等を行う
糸満市立糸満中学校	生徒自身が主体的に「語り継ぎ部」となる取組みを実施
沖縄県立八重山商工高等学校 観光コース	戦争体験を通して学んだ沖縄戦 沖縄の観光を平和から発信

(4) 平和祈念資料館管理運営事業、展示活動事業

1. 沖縄県平和祈念資料館

(1) 設立理念

1945年3月末、史上まれにみる激烈な戦火がこの島々に襲ってきました。9日におよぶ鉄の暴風は島々の山容を変え、文化遺産のほとんどを破壊し、20数万の尊い人命を奪い去りました。沖縄戦は日本に於ける唯一の県民を総動員した地上戦であり、アジア・太平洋戦争で最大規模

の戦闘でありました。

沖縄戦の何よりの特徴は、軍人よりも一般住民の戦死者がはるかに上まわっていることにあり、その数は10数万におよびました。ある者は砲弾で吹き飛ばされ、ある者は追いつめられて自ら命を断たされ、ある者は飢えとマラリアで倒れ、また、敗走する自国軍隊の犠牲にされる者もありました。私たち沖縄県民は、想像を絶する極限状況の中で戦争の不条理と残酷さを身をもって体験しました。

この戦争の体験こそ、とりもなおさず戦後沖縄の人々が米国の軍事支配の重圧に抗しつつ、つちかってきた沖縄のこのころの原点であります。

“沖縄のこのころ”とは人間の尊厳を何よりも重くみて、戦争につながる一切の行為を否定し、平和を求め、人間性の発露である文化をこよなく愛する心であります。私たちは戦争の犠牲になった多くの霊を弔い、沖縄戦の歴史的教訓を正しく次代に伝え、全世界の人々に私たちの心を訴え、もって恒久平和の樹立に寄与するため、ここに県民個々の戦争体験を結集して、沖縄県平和祈念資料館を設立いたします。

1975年（2000年4月1日一部修正） 沖縄県

(2) 施設の概要

ア 開館年月日：平成12年4月1日

イ 所在地：糸満市摩文仁614番地の1

ウ 規模等：敷地面積12,808㎡、延床面積10,179㎡、地下1階地上2階RC造り

(3) 入館状況

表9-18 観覧券種別・出身別観覧者数

年度 (平成) (令和)	有 料 観 覧 者 数							計	無料観 覧者数	観覧者 数 計
	観 覧 券 種 別				出 身 別					
	大人 個人	大人 団体	小人 個人	小人 団体	県内	県外	外国			
12年度	161,361	71,140	24,658	163,644	111,401	305,812	3,590	420,803	60,215	481,018
13年度	111,197	62,902	18,195	107,802	43,820	251,983	4,293	300,096	36,149	336,245
14年度	97,221	40,624	17,362	184,047	27,955	307,328	3,971	339,254	39,539	378,793
15年度	101,015	37,618	17,236	214,535	29,643	337,730	3,031	370,404	36,748	407,152
16年度	91,980	33,004	16,329	215,603	31,597	321,305	4,014	356,916	37,195	394,111
17年度	96,355	35,303	18,972	230,791	41,577	336,415	3,429	381,421	34,741	416,162
18年度	107,813	33,767	21,342	253,821	14,330	398,291	4,122	416,743	32,987	449,730
19年度	107,767	35,679	20,563	245,093	13,504	390,661	4,937	409,102	30,394	439,496
20年度	96,789	32,933	18,998	252,573	8,985	388,269	4,039	401,293	31,870	433,163
21年度	86,412	34,241	16,252	237,756	9,634	358,583	6,444	374,661	32,712	407,373
22年度	81,124	31,767	15,092	234,255	9,906	345,521	6,811	362,238	33,992	396,230
23年度	69,648	28,662	11,586	249,400	9,199	344,282	5,815	359,296	32,336	391,632
24年度	70,341	29,600	10,469	227,827	8,869	322,946	6,422	338,237	29,318	367,555
25年度	74,165	26,641	11,004	232,295	7,947	328,333	7,825	344,105	31,306	375,411
26年度	70,529	27,000	10,276	223,917	7,486	314,598	9,638	331,722	30,370	362,092
27年度	78,673	29,449	12,481	218,478	9,038	317,869	12,174	339,081	32,287	371,368
28年度	75,390	27,261	12,454	226,001	7,963	319,109	14,034	341,106	31,396	372,502
29年度	77,008	26,842	13,428	209,461	9,329	299,935	17,475	326,739	29,880	356,619
30年度	73,156	26,482	13,434	204,277	7,793	292,491	17,065	317,349	31,274	348,623
31年度	75,543	23,743	11,951	194,972	5,424	286,333	14,452	306,209	33,422	339,631
R2年度	21,096	1,838	4,053	13,485	3,542	34,994	1,936	40,472	7,104	47,576
R3年度	20,046	2,780	4,168	28,436	1,732	52,002	1,696	55,430	11,337	66,767
R4年度	38,961	7,931	8,801	81,988	4,163	130,429	3,089	137,681	22,115	159,796

(注1) 観覧者数は、有料エリアである2階の常設展示室への入場者数である。

(注2) 無料観覧者は、県内小・中・高校の児童・生徒や身障者など観覧料を免除した者である。

(注3) 平成13年度の小人団体が少ないのは、米国で起きた同時多発テロの影響により、県外からの修学旅行の予約が相次いで取り消されたためである。

表9-19 県内・県外の小・中・高校の観覧者数

区分	県内				県外				合計
	小学校	中学校	高校	計	小学校	中学校	高校	計	
平成12年度	学校数 267 観覧者数 18,327 (14,253)	61 9,973 (9,846)	40 3,647 (3,389)	368 31,947 (27,488)	46 2,270 (16)	236 29,457 (1,973)	692 126,296 (257)	974 158,023 (2,246)	1,342 189,970 (29,734)
13年度	206 13,708 (11,873)	39 6,528 (6,528)	39 2,921 (2,872)	284 23,157 (21,273)	73 3,234 (12)	219 24,945 (3,398)	454 76,953 (351)	746 105,132 (3,761)	1,030 128,289 (25,034)
14年度	204 13,665 (12,416)	51 6,977 (6,865)	28 3,495 (3,495)	283 24,137 (22,776)	63 3,034 (29)	270 30,992 (118)	836 146,178 (102)	1,169 180,204 (249)	1,452 204,341 (23,025)
15年度	162 12,104 (11,313)	56 7,536 (7,330)	43 4,031 (3,939)	261 23,671 (22,582)	40 1,795 (0)	355 38,704 (80)	1,001 169,755 (288)	1,396 210,254 (368)	1,657 233,925 (22,950)
16年度	173 12,192 (11,194)	44 5,161 (5,082)	37 4,684 (4,643)	254 22,037 (20,919)	49 1,960 (155)	451 51,307 (92)	981 158,194 (328)	1,481 211,461 (575)	1,735 233,498 (21,494)
17年度	169 10,777 (10,253)	56 5,708 (5,159)	38 3,791 (3,670)	263 20,276 (19,082)	37 1,462 (0)	538 59,994 (4,524)	1,054 170,571 (581)	1,629 232,027 (5,105)	1,892 252,303 (24,187)
18年度	200 12,634 (11,546)	49 6,302 (5,928)	39 3,608 (3,476)	288 22,544 (20,950)	53 2,383 (8)	581 66,360 (74)	1,163 181,278 (738)	1,797 250,021 (820)	2,085 272,565 (21,770)
19年度	213 12,865 (11,675)	48 4,874 (4,620)	32 3,130 (2,995)	293 20,869 (19,290)	48 2,492 (20)	620 70,276 (76)	1,100 168,798 (760)	1,768 241,566 (856)	2,061 262,435 (20,146)
20年度	208 13,429 (12,535)	33 4,530 (4,315)	33 3,265 (3,165)	274 21,224 (20,015)	48 2,286 (42)	593 67,299 (194)	1,093 179,566 (445)	1,734 249,151 (681)	2,008 270,375 (20,696)
21年度	189 12,591 (12,427)	32 5,232 (5,227)	25 2,909 (2,909)	246 20,732 (20,563)	27 1,117 (0)	538 63,787 (0)	1,019 167,644 (0)	1,584 232,548 (0)	1,830 253,280 (20,563)
22年度	204 13,658 (12,995)	34 5,222 (4,985)	19 2,554 (2,469)	257 21,434 (20,449)	37 1,466 (0)	499 53,184 (1)	1,052 174,793 (0)	1,588 229,443 (1)	1,845 250,877 (20,450)
23年度	176 13,196 (12,935)	31 4,159 (3,825)	24 3,350 (3,166)	231 20,705 (19,926)	29 1,381 (27)	537 57,944 (45)	1,039 186,907 (309)	1,605 246,232 (381)	1,836 266,937 (20,307)
24年度	169 12,879 (12,419)	21 3,436 (3,363)	18 2,757 (2,636)	208 19,072 (18,418)	26 1,323 (0)	492 54,662 (0)	989 167,602 (62)	1,507 223,587 (62)	1,715 242,659 (18,480)
25年度	167 13,529 (13,305)	26 3,875 (3,791)	18 2,421 (2,323)	211 19,825 (19,419)	26 1,123 (16)	474 54,667 (2)	960 172,701 (18)	1,460 228,491 (36)	1,671 248,316 (19,455)
26年度	177 12,751 (12,518)	24 4,033 (4,033)	20 2,455 (2,416)	221 19,239 (18,967)	21 1,365 (169)	434 50,619 (0)	940 168,493 (442)	1,395 220,477 (611)	1,616 239,716 (19,578)
27年度	167 12,490 (12,373)	30 5,350 (5,350)	24 2,708 (2,654)	221 20,548 (20,377)	22 1,262 (0)	417 49,827 (5)	907 163,631 (306)	1,346 214,720 (311)	1,567 235,268 (20,688)
28年度	176 12,234 (11,906)	32 4,728 (4,695)	16 2,020 (1,937)	224 18,982 (18,538)	21 1,059 (73)	451 54,253 (6)	910 166,657 (260)	1,382 221,969 (339)	1,606 240,951 (18,877)
29年度	166 12,358 (11,801)	30 4,493 (4,353)	19 2,777 (2,719)	215 19,628 (18,873)	21 1,024 (0)	432 50,774 (0)	863 154,852 (826)	1,316 206,650 (826)	1,531 226,278 (19,699)
30年度	187 13,110 (12,297)	30 4,614 (4,566)	37 3,783 (3,536)	254 21,507 (20,399)	24 921 (0)	422 51,957 (7)	843 149,013 (1,081)	1,289 201,891 (1,088)	1,543 223,398 (21,487)
31年度	184 13,646 (13,274)	35 4,248 (3,899)	26 3,307 (3,209)	245 21,201 (20,382)	16 707 (0)	421 51,761 (6)	811 140,498 (936)	1,248 192,966 (942)	1,493 214,167 (21,324)
令和2年度	75 3,436 (3,395)	1 259 (259)	5 597 (597)	81 4,292 (4,251)	0 0 (0)	18 2,158 (0)	71 11,161 (0)	89 13,319 (0)	170 17,611 (4,251)
令和3年度	92 6,115 (6,114)	12 1,593 (1,574)	9 1,243 (1,243)	113 8,951 (8,931)	0 0 (0)	33 3,834 (4)	152 24,564 (15)	185 28,398 (19)	298 37,349 (8,950)
令和4年度	140 8,882 (8,882)	25 2,992 (2,819)	20 2,804 (2,749)	185 14,678 (14,450)	7 264 (0)	119 14,021 (0)	406 66,685 (62)	532 80,970 (62)	717 95,648 (14,512)

(注) () は内数で無料観覧者数。

2. 八重山平和祈念館

(1) 設立理念

「戦争マラリア」の実相を後世に正しく伝えるとともに、人間の尊厳が保障される社会の構築と、八重山地域から世界に向けて恒久平和の実現を訴える「平和の発信拠点」の形成を目指す。

(2) 施設の概要

ア 開館年月日：平成11年5月28日

イ 所在地：石垣市新栄町79番地の3

ウ 規模等：敷地面積1,400㎡、床面積520㎡、平屋RC造り

(5) 第32軍司令部壕事業

1. 事業の趣旨

第32軍司令部壕は、旧日本軍が沖縄戦を指揮・監督した軍事的中枢施設であることから重要な戦跡として保存・公開に向けて取り組んできた。

しかしながら、壕の保存状態が極めて悪く、整備して公開するためには膨大な事業費を必要とすることや、首里城をはじめとする地上部分への多大な影響を与えることから、現状での壕の公開は非常に厳しい状況である。

県はこれまで、壕の保存や安全確保を図るため、壕内の管理点検を行っているほか、壕内の崩落等が激しく安全対策が必要と判断された箇所においては、適宜補修工事を行っている。また、平成25年度から平成27年度は、壕のさらなる崩壊による地表部への影響を未然に防止することを目的として、基礎的データの収集を行った。平成28年度以降も引き続き維持管理を実施している。

また、同壕を「平和教育・学習の場」と活用するため、平成23年度に説明板を第1坑口付近に設置した。

2. 現状及び今後の対応等

令和元年10月の首里城焼失後、第32軍司令部壕の保存・公開や全容解明を求める様々な声が県に寄せられている。

県では、令和2年度に有識者委員会を設置し、これまでに計11回の会合において、同壕の保存・公開のあり方等について議論してきた。

令和4年度末の同委員会からの知事への提言を踏まえて、令和5年7月に県の基本方針・基本計画を策定した。同基本方針等に基づき、今後も同壕の保存・公開に向けて取り組むこととしている。

3. 事業の全体計画

- | | |
|----------|--|
| (1) 事業期間 | 平成4年度～ |
| (2) 事業規模 | 壕の延べ延長 千数百メートル |
| (3) 実施場所 | 那覇市首里当蔵町～金城町 |
| (4) 総事業費 | 未定 |
| (5) 事業内容 | <ul style="list-style-type: none">・ 壕の試掘調査・ 壕の保存公開・活用の基礎資料となる文献や証言等の収集・ 壕の安全性確保及び壕内環境の基礎データをを得るための地質等調査及び管理点検業務の実施・ 説明板の設置・ 壕が果たした役割など、その歴史的価値を後世に継承するための活用方法の検討 |

4. 事業計画

平成4年度 予備調査

平成5年度	試掘調査（95メートル）
平成6年度	試掘調査（175メートル）
平成7年度	基本方針策定
平成9年度	基本計画策定及び維持管理・安全対策
平成10 ～ 24年度	維持管理・安全対策の実施
平成23年度	説明板の設置
平成24年度	第32軍司令部壕対策事業を実施し、将来的な安全性及び保存等の方法について、調査及び検討を実施
平成25年度 ～ 27年度	地質等調査・維持管理業務の実施
平成28年度～	維持管理業務の実施
令和2年度	第32軍司令部壕保存・公開検討委員会の設置
令和3年度	実態調査の実施
令和4年度	詳細調査の実施。第32軍司令部壕保存・公開検討委員会から知事へ提言
令和5年度	第32軍司令部壕保存・公開基本方針を策定。詳細調査等を実施

(6) その他事業

1. 平和宣言の実施

「沖縄全戦没者追悼式」は、昭和27年から毎年開催されている。昭和52年の追悼式は、沖縄戦で亡くなられた方々の33回忌に当たることから、政府関係者、都道府県知事など、多くの参列者のもとに執り行われた。

平和宣言は、この節目の年の昭和52年の追悼式において初めて実施され、当時の平良幸一知事が全世界に向けて「人類最大の敵である一切の戦争を否定し、世界の恒久平和を訴える」内容の宣言文を読み上げた。以降、6月23日の「慰霊の日」の「沖縄全戦没者追悼式」において毎年実施している。

2. 憲法記念日における知事メッセージの実施

日本国憲法の原理と精神について、県民の普及啓発を図るため、5月3日の憲法記念日に、報道各社等を通して知事メッセージを発表している。

3. 核実験に対する抗議

我が国は、去る太平洋戦争において、人類史上初めて広島・長崎への原爆投下による未曾有の惨禍を経験した。

世界で唯一原子爆弾の惨禍を受けた被爆国の国民として、核兵器の廃絶を求め、恒久平和を願い、人類を破滅に導く全ての核兵器の製造・実験・貯蔵・使用に反対することは、私たちに課せられた義務であり、崇高な使命である。

本県は、平成7年6月23日の「非核・平和沖縄県宣言」以降、核実験に対する抗議を行っている。

4 人権擁護啓発活動

人権尊重思想の普及高揚を図り、地域住民に人権問題に対する正しい認識を深めることにより、基本的人権の擁護に資することを目的とする。

人権啓発活動をより効果的、効率的に推進するため、平成12年に那覇地方法務局、県、市町村及び沖縄県人権擁護委員連合会を構成員とする沖縄県人権啓発活動ネットワーク協議会が発足し、相互に連携、協力して啓発活動を実施している。

その他、地域に密着した人権啓発活動の推進を図るため、名護、沖縄、那覇、宮古地区及び八重山地区5地域の人権啓発活動地域ネットワーク協議会が、国から活動団体として認められている。

(1) 県における人権啓発活動関係部課

表 9-20 県における人権啓発活動関係部課

所管名	担当部	担当課
人権一般	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課
女性	〃	女性力・平和推進課
高齢者	〃	高齢者福祉介護課
子ども	〃	青少年・子ども家庭課
障害者	〃	障害福祉課
疾病	保健医療部	地域保健課
人権教育	教育庁	義務教育課
〃	〃	県立学校教育課
〃	〃	生涯学習振興課

(2) 人権啓発活動地方委託事業

あらゆる人権問題を視野に入れた幅広い啓発活動を実施する法務省からの委託事業である。講演会・研修会、資料作成、放送広告、新聞等広告その他の事業の実施を行う。

(補足) 人権擁護思想普及啓発事業は平成6年度から始まったもので、当初は同和問題に関する啓発活動を行う総務庁からの委託事業(地域改善対策啓発事業)であった。

しかし、平成8年7月26日の閣議決定により、「同和」問題は今後「人権」という広い概念のうちの一つとして扱われることになった。そのため、国は事業の見直しを行い、総務庁の同和関係の啓発事業は法務省の人権思想の普及高揚事業(人権啓発活動地方委託事業)に再編成して実施することになった。

沖縄には同和地区がないことから、従来30万円の予算規模の事業しか実施できなかったが、制度の改正により事業対象が広く「人権」になったため、事業規模は大きく拡大した。

(3) 沖縄県差別のない社会づくり条例

1. 条例制定の背景

本県の状況として、平成26年から令和2年までの間、特定の外国人に対するヘイトスピーチと思われる街宣活動が定期的に行われていた。また、侮辱罪を適用することが難しい県民であることを理由とした誹謗中傷、不当な差別的言動がインターネット上で行われていたことに加え、性的指向及び性自認の多様性についての理解不足などによる偏見や差別などから、当事者が学校や職場などで困難な状況に置かれ、生きづらさを感じている現状があることを踏まえ、不当な差別の解消に向けた取組をさらに力強く、社会全体で推進するため、本条例を令和5年4月1日に施行(ただし、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に係る規定のみ令和5年10月1日施行)した。

2. 基本理念

全ての人々が、個人として人格及び個性が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を踏まえ、何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下に、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体として不当な差別のない社会の形成を推進していく。

3. 基本方針

- (1) 人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めること。
- (2) 不当な差別に関する相談に的確に対応すること。
- (3) 不当な差別が生ずる背景その他の差別の実情を踏まえた取組を行うことにより、不当な差別の解消の推進を図ること。

4. 基本方針に基づく取組

インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発

県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた取組

本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置（表現活動の概要及び表現活動を行ったものの氏名又は名称の公表）

性的指向又は性自認の多様性についての理解の増進等